

徳島県告示第五百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和六年十一月一日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美馬市穴吹町口山字宮内五九九の二、五九九の三
- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存
- 三 解除の理由
指定理由の消滅